

平成25年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会 会議録

日時) 平成25年9月2日(月)

午後1時30分から午後3時まで

場所) 宮城県庁11階 第二会議室

■出席委員(50音順)

阿部実智代委員, 李仁子委員, 市瀬智紀会長, 加藤亨二委員, 金東暎委員
小関一絵委員, 藤浪竜哉委員, 古山しづ江委員

■欠席委員

末松和子副会長, 宮澤イザベル委員

■事務局出席者

山崎敏幸国際経済・交流課長

佐藤洋生国際経済・交流課課長補佐(総括担当)

金井奈央子国際経済・交流課課長補佐(企画・多文化共生班長)

【開会】

司会) ただいまから、「平成25年度第2回宮城県多文化共生社会推進審議会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県経済商工観光部国際経済・交流課長の山崎からあいさつを申し上げます。

【あいさつ】

課長) 宮城県経済商工観光部国際経済・交流課長をしております山崎でございます。本日は今年度2回目ということで、大変お忙しい中、委員の皆様には御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本来であれば、当部部長の犬飼又は次長の西村が本審議会に出席をさせていただいて、あいさつをさせていただくところでございますが、県議会の開催中でございますので、私が、あいさつをさせていただきたいと思っております。

今日は今年度2回目ということでございまして、前回、第2期の多文化共生社会推進計画作成について諮問させていただき、その御討議を本日させていただくこととなっております。本日につきましては、のちほど説明させていただきますが、骨子案さらに評価指標について御議論いただくことになっております。

多文化共生ということで掲げて5年目になりますけれども、理念は書かれているものの、浸透というところでの課題等抱えてございます。ただ、宮城県も国際化という言葉の中で、前に進もうというところでございますし、震災復興という中で、より多くの国際協調といえますか、共生社会へ向けたチャンスがまた来ていると思っております。

一つの例としては、やはり先般リニアコライダーということで、東北にということの方針が決定されましたし、今までと違った形で外国人の方々と接する機会も多くなってくると思います。

また、国際経済の活性化といいますか、T P Pが話題になっていますが、F T AとかE P Aとかという自由貿易の中で、色々な方が各地域に入って経済活動の担い手になっていただく。また、留学生の方も多くなって、その方々が高度人材として地元に残っていただく。外国に向けた時にそういう方々のお力を持って、宮城県の企業が世界に展開していくなどという状況も変わってきましたので、これまでおられた方々と合わせて機会が増えていくと思います。

そういった、環境の変化を踏まえまして、この多文化共生社会推進という形の計画に反映していただければ思っております。

本日は委員の皆様方の忌憚ない意見を頂戴しながら、事務局として出ささせていただいたところを御審議いただければと思います。

よろしく願い申し上げます。私からは以上でございます。

司会) 本審議会は10人の委員により構成されておりますが、本日は8人の委員のご出席をいただいております。多文化共生社会の形成の推進に関する条例第17条第2項に定める全委員の過半数のご出席をいただいておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告します。なお、本日は末松副会長と宮澤委員が御欠席となっております。

また、県の情報公開条例に基づき、本審議会の会議は公開となっておりますことを申し添えます。

資料でございますが、委員の皆様には資料1～4を事前にお送りしておりますが、本日、新たに資料5の評価指標及び参考資料として3種類お配りしております。御確認をお願いいたします。不足があれば、事務局にお知らせください。

ここからは、条例第17条に基づき、議事の進行を市瀬会長をお願いいたします。市瀬会長、よろしく願いいたします。

【審議】

議題 第2期宮城県多文化共生社会推進計画の策定について

市瀬会長) 委員の皆様、本日はお集まりいただきありがとうございます。

6月の審議会では、人権や母語教育が話題になり、たくさん御意見をいただきまして、ありがとうございます。東北型の多文化共生と言われる、将来にわたって長く地域に滞在する、地域に根ざした形の多文化共生が、この地域の特徴となっております。3.11の東日本大震災をきっかけに地域との結びつきの重要性を確認することになりました。

こうした背景を下に、6月の審議会では外国人県民と地域住民との連携の推進ということを大きなテーマとして示しました。最終的には外国につながるすべての人々が社会

弱者にならない、また、自立・活躍する場を与えるという方向性で第2期の計画を進めて行きたいと思います。本日も御審議をよろしく願いいたします。

それでは、失礼して着席して、議事を進めさせていただきます。

事務局から資料に基づいて説明をお願いいたします。

課長) 資料1～4により説明

市瀬会長) ありがとうございます。

今回、まず審議しなければならないのは、資料2の宮城県多文化共生社会推進計画の骨子案というのですが、最初に御説明があったのは、これまでの主な取組、次に、外国人県民の現状と課題です。これまで行ってきた施策から見えてきた課題が整理されています。そして最後に、施策の方向性ということで、今後の取組方針が、前回の議論を踏まえて修正されているところもございます。

情報量が多いですので、消化して理解するのに時間がかかると思いますが、現在の時点で質問でも何でも構いませんので、何かありましたら、お願いいたします。

李委員) これは、言葉の使い方の話ですが、この審議会は「多文化共生社会推進審議会」なので、骨子案の「計画の性格」のところですが、もっと積極的な言い方は、どうなのかと思います。

「宮城の将来ビジョン」では、「外国人も活躍できる地域づくり」となっていますが、ここを「外国人が活躍できる地域」がいいと思います。もちろん「外国人が」と言っても、日本人がしてはいけないということではないので、今までの活動はすごくふさわしかったと思うのですが、長く住んでいる外国人が増えて、永住者が増えて人材も増えたので、ここを「外国人が」とすることで、外国人も、もっと前へ進んで自分も活躍できる雰囲気になるのではないかと思います。

同じく「みやぎ国際戦略プラン」というところでも「外国人が住みやすい地域づくり」というのはいかがかなと思います。

市瀬会長) ありがとうございます。これは、すでにプランに記述されている項目のことになりますが、あとの資料5でもでてくるかもしれませんが、お答えできる範囲で、事務局からお願いします。いかがでしょうか。

課長) 会長から言っていただきましたとおり、これは一つの考え方としまして「も」という形を作ってしまったので、主体的に「が」という委員のお話のとおりでございます。

はっきりと直しますとはいえないところがあるものですから、私どもの計画の中でそれを言い換えて行くということを検討させていただければと思います。

李委員) 今の提案は、後ろの方にも関係がありまして、一番大事と思う1点を申し上げますと、8ページの役割分担とコーディネート機能というところで、ここに、どこも外国人が主体になって…どこもと言っても、もちろんNPOは外国人が代表の場合も入っていたりしますが、もっと人材になっている外国人を主体的に起用して、日本人と肩を並べるということを模索することを表明するのがいいのではないかと思います。

宮城県は、多文化について新しい展望を拓いてきたと思います。特に県民の啓蒙もありますが、日本人のスタッフの場合は日本人の啓蒙にもっと力を注いで、永住者を中心に、長く滞在している外国人が力を合わせて日本人がしてきた仕事を少しずつ担っていくようにすれば、全国の中でも、先に進んだ県になると思います。

そういうことからつなげて、もっと積極的に出て、実際は外国人も役割を持っていますが、もっと大きく出すということは、今後多分、これ以上新しく外国人が増えるというのは、少なくなると思いますし、今、住んでいる人をどうするかと考えた時、外国人も役割をもっと大きく出すことは、実際にはすでに役割を持って活動していますが、表明することは有意義な方向と思います。

市瀬会長) ありがとうございます。山崎課長、お願いいたします。

課長) 前のページの7ページになりますが、「能力発揮の促進」というところがございまして、委員からお話のありましたコーディネート機能という役割を積極的にというのは、まさにお話のとおりです。

資料の「県・関係機関の取組」では、地域の外国人県民のリーダー養成ということで、今までもやっていて、気がつかないといったらあれですけど、当たり前のようにやっていたらいてる方がおられますが、そういった方々をもっと広げて参画していただくと。

ただ参加というよりは、リーダー格になっていただけるように、意識づけといいますか、意識をもっていただき、受け入れるコミュニティ、地域側へも意識づけをしていくということを下地にしながら、今、示唆のありましたコーディネート機能を進めていきたいと思えます。コーディネートの重要性の中に、地域社会の人材に結びつけていければと思っておりました。

小関委員) 5ページ目の中程に、外国人県民の高齢化についての記述が気になりました。

確かに60代以上が増加するという傾向にありますが、自分自身にも関わって福祉関連施策については、具体的に何か考えがありますか。

高齢になって認知症になる可能性があります。認知症になって、母国語しか話せなくなるという研究の報告があります。日本語がしゃべれなくなります。地域に入ることが難しくなります。言葉が通じないとさらに症状が悪化することもあります。地域に入れないと家庭で面倒を見て貰うことになります。とくにアジア、中国や韓国では自分の子どもに面倒を見て貰う習慣があります。

その時、2世3世は母国語がしゃべれないことがあります。その時、家庭でも地域で

もコミュニケーションがとれなくなります。母国語教育にも関わりますが、今の時点で母国語教育をしておけば、1世が高齢になったとき、少なくとも家庭では会話ができて、ちょっと質のいい老後の生活になると思いました。

市瀬会長) どうもありがとうございます。

高齢化する外国人県民の福祉の問題が一つと、前回の議論の資料3に関わってきますが、母国語教育に対して、審議会・推進計画がどのようなスタンスを示すのか、ということですので、資料3も含めて御説明いただければと思います。

課長) 高齢化問題につきましても、誰しも避けられない問題だと思います。それに応じて、母国語という形で、それぞれの御出身の国におられれば、家族で看るところが、日本の形態になってしまいますと、核家族が進んでいて、現実的には、サポートについては、福祉サービスを利用しましょうと、介護保険制度がまさにそうかと思えます。

外国人県民の方も、長くおられて、そういう状況にならないとも限らない。そうしますと、例えば福祉部門の施設に入られた時も、そういう状況にあわせた、それぞれの母国語の方たちのサポート。たまたま、「倶楽部M I A」で出た、気仙沼だとフィリピンの方々がそういう出身の方がおられるので、フィリピンの方が、もしそういう状況だとすると、母国語でフォローするという環境がある。

それが望ましいという形で限定はできませんけれど、そういう多様性を持った形の社会になっていくことが望ましいのだろうと思います。

資料3をご覧ください。前回もお話があった母国語教育についてです。なかなかこれは、一律に行うことは難しく、NPOなどが進める母国語教育をサポートしていくというのが、前回からの整理としては、現在、我々の一つの考え方となっております。

市瀬会長) はい、ありがとうございます。

介護・福祉の問題ですが、気仙沼の事例にあるように母語を話せる若い方が福祉の現場に入って行って、高齢の方のケアをするといった循環ができるのも望ましい形の一つというお答えだったかと思えます。

他にいかがでしょうか。

私から一つお聞きしたいのですが、8ページのM I Aの多文化共生センターとしての位置づけについて具体的にお教えてください。

課長) 現行の計画では、仮称というふうな形で委員の皆様にといいますか、県民の皆様へ提出をさせていただきました。国際化協会では、多文化共生センターにふさわしい事業は実施していますが、名称としては標榜していない状況です。

M I Aでも、多文化共生センターの主旨はわかる、取組はわかるということです。ただ、今後どうしようとかいうところで、それを看板として掲げてやるのかどうかということ、まだ整理がついていなかったものですから、要検討という形で確認させて

いただいたという内容です。現行の計画では、仮称という形で宮城県国際化協会を「多文化共生センター」と位置づける形を目標にしておりました。

李委員) 多文化共生センターは、おそらく最初にできたのは神戸です。地震の後だったと思います。

今は、多文化と言った時には、外国人だけを対象にするのは古い考え方です。国籍だけでなく、様々なマイノリティを対象として多文化と言っています。神戸の場合も外国人でなく、障害者や女性などを含めて多文化はこの審議会で語っている外国人だけを対象とはしていません。東京や大阪もその方向で進んでいます。

ここで、多文化共生センターと言った場合は何を示すのか。M I Aは既にこのセンターにふさわしい仕事をしているという時に、(多文化の意味を) どう考えているのか。とても大きな質問ですが、考えを教えてください。

市瀬会長) 多文化をダイバーシティ、多様性として一括りにするという、最近の傾向ですが、このセクションを超えた話になりますし、M I Aのあり方を議論しているということではないので、難しいかもしれませんが、何かお考えがあればお願いします。

課長) 今いわれている概念として、ダイバーシティマネジメントという、そういう概念まで全部包含しているかというところではないと思います。やはり委員がおっしゃったように現行計画を見ていただきますと、日本人県民と外国人県民の垣根をとっばらって、安心して暮らせるという、ここの手前のところでございますけれども、そういう安心できる県民生活をいかに確保するかという、(M I Aでは) そこで最前線で活躍していただくことになるので、すべての多様性を含むということではありません。

あとは、少し堅い話ですが、多文化共生の条例で、多文化という言葉が定義されています。その中で、審議会があり、計画があり、M I Aにやっていただいているという現状です。すべてを委員がおっしゃるいろんな部分、多様性をすべて包含しているかというところ、そうではないという現状です。

ですから、踏み込んで行けば行くほど、時代と違うんじゃないかという御指摘があるかもしれませんが、現状でどうですかについては、条例での規定されたところでは、限定部分が存在している。入らない部分もあります。

金委員) ジェンダーなど、いろいろな分野でマイノリティは存在しますが、宮城県でも女性の社会参画の担当部署があります。子どもの人権の部署もありますけれども、当然、それぞれ活動していると思います。

多文化条例があり、それぞれある中で、県としてそれらを統括したスローガンを出すということはどうでしょうか。

課長) (資料の) 最初のところに戻りますが、「計画の性格」がございます。「宮城の将来ビジョン」の中で、男女共同や子ども、障害者などが、それぞれ書いてあります。

委員から御指摘ありましたが、それぞれの計画の中での外国人県民への対応というのもあります。委員からのお話については、資料3ページの課題というところに「認識の低さ」というのがあるわけですが、課題で、職場・学校・地域で機会を捉えて…とありますが、さらに教育現場というのがありますが、こういう所を包括していきますと、県の各行政、多文化だけではなくて、男女共同参画という部分もあります。子育て支援もあります。それぞれの計画を持っているところもあります。そういうところに、いかにその多文化共生という考え方を浸透させていくかというのが、今までの反省を含めてですけれども、言葉としては周知していますが、それぞれの計画にしっかり謳いこんでいただく、計画変更の際にそういうことを申し入れていくということも私どもの努めなんだろうと。これが、まだ行き届いていなかったということで、行政機関の内部にまず浸透させていくことで、そこから広げていくというのが必要かと思えます。

多文化の考え方をそれぞれの計画の現場の中に落とし込んでいくということに努めなければいけないということを考えております。そういう形で、今の時点では、取り組んでいきたいと思っております。

市瀬会長) ありがとうございます。

あり方としては、多文化共生の理念をこちらから発信していくということで、視点を広げていきたいという御意見でした。

前回の意見が資料3に出ておりますが、外国人県民という言葉が何度も出ておりますが、これは条例を制定する時点で議論になりましたが、この言葉は、国籍とか血統を言っているのではなく、日本国籍を持っていても外国につながる人すべてを含めて、外国人県民というふうに言っております。単に外国籍者を対象としているのではないということを確認しておきたいと思えます。

その他にも御質問があると思えますが、次に資料5で目標指標について議論しなくてはなりません。これは具体的で、少しやっかいな部分もあります。まずは資料5について審議をして、まとめて質問をしていただければと思えます。

では、資料5について事務局から説明をお願いします。

課長) 資料5により説明

市瀬会長) ありがとうございます。

これは、前回の課題となっておりました第2期の推進計画の進捗をはかるための、目標指標になります。指標案が出ております。本日は各分野から委員がいらっしゃいますので、この指標にはこういう課題があるんじゃないかという御意見をいただければと思えます。

藤浪委員) 前回、この場で指標についてお話させていただきました。

今、御説明を聞きまして、一つ目の「技能実習生を除く外国人雇用者数」については、私からも提案したのですが、技能実習生を除く形で増加を見ていくことは、一つ、指標としてはいいと思います。

ただ、資料には平成22年から24年までの平均増加率による増加見込みと書かれているのですが、ここは震災を挟む形での数字になりますので、そこを震災後の状況に当てはめて考えていいのかは、ちょっと検討を要すると思います。

その右の「永住者の就職率と日本人の就職率の対比」ですが、この永住者の就職率は、こういった方法で把握されるのでしょうか。前回と同様にハローワークの就職率でしょうか。

課長) ありがとうございます。委員からお話いただいて、手前の方はいいんじゃないかとおっしゃっていただいて、ありがとうございます。

やはり22年から24年というのはおっしゃる通りでして、その前のですね、サブプライムから始まって、失われた10年というところの、どこを取っていいのか、すみません、これは正直私ども決めかねたところがありまして、広く御提言をいただければと思います。

次のところですが、私どもが入手できる資料というのは、ハローワークにお願いして、内部でここまでだったら表に出せますよという資料しか取れない状況です。

今、お話のありました伸び率の算定基礎というのも、どこから取ったらいいのかというのは、難しいと思ったものですから、例えば県内の就職率の変動とその時期とを合わせれば、同じように乖離を少なくしようということだと、ロングレンジでみなくても取れるのではないか思いました。

藤浪委員) 前回もお話しましたが、ハローワークの就職率というのは、ハローワークのマッチングの成果を表す指標になっております。他県の例を見ますと、県のある部署にハローワークの出先を持っていて、ハローワークと県の職員が一体となって、外国人の就職支援をしていくという取組があれば、永住者の就職率というのは非常にふさわしい指標になると思います。

そういったことがない中で、ハローワークの就職率を取り上げてしまうと、県の取組は何があるかという形になってしまうので、それを表す指標として本当にふさわしいかどうか、と思います。

もう一つは、乖離という話がありますけれども、今、詳しい資料を持ってきていませんが、24年度で見ると、一般の就職率と永住者の就職率を見ると、永住者の方が高いという結果になっています。ですので、ハローワークきめ細かく就職支援しているということになります。それ以前は手元にないのでわからないのですが、そういう逆転するという状況もありますので、ちょっと、この乖離を指標にするのは、どうかなと正直思っています。

金委員) この外国人と日本人の就職率の問題というのは、確かにハローワークさんのデータと実際のというのは、ちょっとなかなか実態の数字が見えてこないと思うのですが、例えばこのあいだやったような県のアンケートで、それぞれの世帯の仕事の状況というのは外国人についてはあると思います。

日本人についても、例えば県のアンケートとか国勢調査とかを見て、項目は覚えていないですが、仕事についても書いた記憶があるので、そういうデータから抜き出してみればある程度の現状、日本人と非日本人との就職率の対比が見えてくると思います。

それが実際の目標指標になるかどうかは別として、そういう数字が事務局で抽出できるのかをお伺いしたいと思います。

課長) 今、お話のありました、基礎データとしては国勢調査ですが、この評価については、毎年条例に基づいて進捗状況を報告する必要があります。毎年取れる調査にしないといけないので、国勢調査のように5年スパンになってしまうと、(計画期間中で) 1回しか取れないですし、(データを) 整理していると3年くらいずれるものですから、そうするとなかなか傾向を分析するためには使いますが、指標というとなかなか厳しいという状況です。

加藤委員) 永住者の就職率と日本人の就職率との対比ですが、乖離の程度で目標を決めるというのは難しい気がします。今、こうだから目標はどうするかということで、5年後の目標というのは難しいと思います。

業種によって、就職率は相当違うと思うので、この業種は外国人が多いとか、この業種は全くいないとかいうのもあり得ることです。じゃあ、すべての業種の平均を取って、乖離を見ていくのは厳しい感じがします。

経済センサスが3年に1回なので、外国人労働者を何人雇っているのかは取れますが、率は厳しいと思います。労働者数は間違いなく取れるので、こちらはいいと思います。

もう1点、この中で「市町村数」が結構出てきます。現行計画でも、なかなか市町村数が伸びていない傾向があります。反面、市町村だけに役割分担をさせるのは辛い感じがしなくもないです。県と市町村と協働でやれる目標を加えてはどうかと思います。外国人が少ない市町村もあるでしょうから、そこでやれと言っても、難しい面もあります。協働で、やらせる工夫とかをしたらいいと思います。

また、県事務所があると思うので、担当課だけでなく県事務所で、地区でやることも考えてはどうかと思います。特に啓発事業を実施している市町村というのを県事務所でやってはどうかと思います。

生活情報提供や日本語講座も2町合同とか県事務所でやるとか、やらせる工夫も考えていただいて、役割分担をしたらどうかと思います。

市瀬会長) 貴重な御意見, ありがとうございます。

永住者の就職率の乖離の問題は難しいという意見が出ましたので, 再度, 検討いただければと思います。

また, 加藤委員から重要な御指摘がありました。市町村数だけでなく協働の成果, 県事務所の成果を指標にしてはどうかという意見がありました。これについて, 事務局でなにかお考えがありますでしょうか。

課長) ありがとうございます。

指標については, 委員の皆様の御指摘を踏まえて考えさせていただきたいと思います。

市町村の中でも, 外国人の人数が少ない市町村では負担が大きいという御指摘はそのとおりだと思います。この辺は考えて, 検討を加えさせていただきたいと思います。

委員の皆様の方に, 資料として「市町村別の在留外国人数」をお渡ししています。やはり100人を超える自治体と, 人数が極端に実際に違うものですから, 加藤委員がおっしゃった圏域での部署も含めて, 考えてはどうかという話がありましたので, 検討をさせていただきたいと思います。

また, 今回の大きい変化ということで, 外国人住民の住民基本台帳制度スタートというところもございますから, 基礎自治体においても, すべての住民の方に一定の配慮をしなければならないと思っています。そういった意味では, 外国人住民の方については, 大なり小なりと言ってはあれですけれども, いくばくかの配慮をすべての自治体が必要ではない。少ないからと言っていいわけではない。そういうところからすると, 工夫をしながら市町村に取り組んでいただくという, 35市町村へのアプローチは我々も積極的にしていかなければならない。各機関の委員の皆様にも普及啓発をしていただくことを併せてお願いをさせていただければと思います。

検討と言う言葉で, 工夫に努めさせていただければと思います。

李委員) 外国人県民の能力発揮の促進では, 宮城県は外国人に人材と言う言葉をいち早く使った県です。それはMIAの活動が大きかったと思います。いろんな指標は分かりやすく, 展望を見せるところでは有効ですが, 実際働いていて, 人材になっている人の姿が見える形で, 前に出す, リストアップするのも有効と思います。

MIAがデータを持っていますし, 東北大学でも主に国際結婚した女性については, 各地域で活躍している人のリストアップをしています。数字の指標ではないですが, こういう風になりうる姿がある, というロールモデルのような姿も打ち出してもらえれば良いと思います。

課長) ありがとうございます。

委員からお話のモデルという形での, 今後の一つの展開, こういう風に浸透しています, あるいはフロントランナーとして取り組んでいますという御紹介はできると思います。指標とはまた別の御意見ということで受け止めさせていただきました。

市瀬会長) 本日は、3時までの予定ということになっています。

指標について、議論をいただいておりますが、県でも苦慮していると思いますので、委員の皆様、教育・雇用・福祉の分野でこういう指標であれば、推進計画がクリアに見える、というものがありましたら、会議の後でも構いませんので、お教えいただければと思います。

他に何かございますか。

阿部委員) 学校に対する指標ですが、この「小中学校での在住外国人に関する国際理解教育の授業の実施」というのは、調べやすい内容と思うのですが、ただ、学校の中で1学級でもこれを行っているか、という質問になると全部の学校がそうだと応える事になると予想されます

それが悪いということではないですが、私が働いている学校では(外国人の)保護者がたくさんいますので、外国人保護者に来てもらって、交流の機会を設けると、子どもたちの意識にとって、非常にいい授業になります。ただ、必ずしもそういうことが可能な状況ばかりではないですし、よその団体、MIAの協力をお願いすることになります。よそから来ていただく人をお願いすると予算の裏付けが必要になって、交通費などが、仙台市の場合だと年間一人3,500円の図書カードを4人分ということで、5・6年生がそれを使うこととなりますが、5・6年生のみで年間4人派遣してもらえるかどうかという状況になります。

指標として悪いわけではないですが、実際に子ども達が国際理解教育のために、十分に活かす機会になっているかという点、そこは、どうかと思います。もっと具体的に考えていかなければいけないと思います。

市瀬会長) 学校現場からの現状を教えてくださいました。ありがとうございます。

この指標については、もう一回審議する機会があるということでしょうか。

課長) 今、会長からお話いただいたとおり、いろいろ非常に難しいなと思います。本日の委員の皆様のお意見をいただいて、検討してまいります。

あとは、もう一回整理させていただいて、お出しして、それを見ていただきながら、次回まで進めて行くことにいたします。

次回、また議論というよりは、示唆をいただいたことをまとめて、各委員に個別に御相談させていただいて、その取りまとめ経過も御報告するという点で、やりとりさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

市瀬会長) 次の審議会までに、少しやりとりしたいということで、よろしいでしょうか。

何もなければ、その他に移りたいと思いますが、こちらは次回の予定ということでございますが、よろしく願いいたします。

課長) 次回ということで、次回の審議会の日程を資料1でも先にさせてもらいましたが、10月の下旬頃を目途にさせていただければと思います。

併せてですが、各委員の皆様には、任期が11月末までになってございます。このような形で、計画の審議中ですので、皆さんの次期委員への御就任についてもお願いしたいと考えております。

次期計画を策定までに委員改選を挟んでいるものですから、事務局では、議論を継続的に行っていき、積極的な御意見を賜りながらいいものを作っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

正式には後日改めて、御連絡をいたしますので、御検討いただければと思います。

市瀬会長) それでは、他になければ、これで終了ということになります。どうもありがとうございました。進行については事務局にお戻しさせていただきます。

【閉会】

司会) ご審議どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の多文化共生社会推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございました。